

土砂災害に備えて2

前回は、「大雨警報、土砂災害警戒情報等発令時の行動について」掲載しましたが、今回は、避難措置の周知、避難時の携行品等についてお知らせします。

○土砂災害警戒時の避難所及び避難措置の周知について

土砂災害の避難勧告等が発令された場合の避難所は以下のように小学校区で設定しています。

小学校区	避難所
南小学校区	南小体育館
都農小学校区	町体育館
東小学校区	東小体育館

※避難勧告等が発令されていない場合でも自主避難をされようとする方は、役場総務課
電話番号：25-5710までお問合せください。

土砂災害発生のおそれがある場合等において、避難準備情報、避難勧告・指示を発令した場合は、下記的手段により速やかに住民の方々に周知を図ります。

- 防災行政無線による放送
- 消防団による拡声器又は口頭
- 広報車による放送
- 携帯電話のエリアメール（事前の登録は必要ありません）
- 電話による伝達（自治会長等）
- 町ホームページ



○避難時の携行品について

・非常用食料及び飲料

避難勧告等は、土砂災害警戒情報等に基づいて発令されるため、発令されると解除まで時間がかかります。そのため1日分の非常用食料及び飲料を準備しましょう。

・毛布等

避難所は基本的に体育館で、床は板張りです。そのまま寝るには、硬くて大変ですので、毛布又はキャンプ用のマット等が必要です。町でも毛布等の準備に努力をしていますが、まだまだ数的に不十分ですので、各人での準備をお願いします。

・服用中の薬及び保険証

避難所では薬等の提供は基本的にできませんので、服用中の薬を携行するとともに、万一に備えて健康保険証を携行してください。

○最後に

防災は、日頃の備えと早めの行動が大切です。ハザードマップなどで住んでいる場所の起こる可能性のある災害を把握し、早めの避難を心がけましょう。

「備えあれば憂いなし」という言葉がありますが、あれは「安きにありて危うきを思う。思えばすなわち備えあり。備えあれば憂いなし。」という前言があり、「順調な時こそ、常に将来の危険を予想すべきだ。警戒心があってこそ準備することができ、有事に備えて危険を避けることができる。」という意味で、まさしく防災の心構えを表現しています。